b　電気工事
ⅰ　建設業法で求める監理技術者の資格を有する者であること。
ⅱ　平成18年度以降（過去15年度）に監理技術者又は主任技術者として、2(1)3）②エのａ～ｄに示す基準を満たす電気工事の新営工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)
c　管工事
ⅰ　建設業法で求める監理技術者の資格を有する者であること。
ⅱ　平成18年度以降（過去15年度）に監理技術者又は主任技術者として、2(1)3）②エのａ～ｄに示す基準を満たす管工事の新営工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　工事監理に当たる者(「建築基準法」(昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。)は、以下の要件を満たすこと。
ア　2(1)3）①アに同じ。
イ　2(1)3）①イに同じ。
ウ　2(1)3）①ウに同じ。
エ　2(1)3）①エに同じ。
オ　平成18年度以降（過去15年度）に管理技術者又は主任担当技術者として、下記ａからｄに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者(※１、担当分野を問わない。)及び主任担当技術者（※１、意匠分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。また、少なくとも、構造分野の主任担当者については、ｅに示す業務に従事し、当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する者であること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても要件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること（※２)。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。
※１　管理技術者、主任担当技術者の定義等及び資格については、2(1)3）①オと同じ。
※２　工事監理業務を複数の企業で実施する場合は、管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ、当該複数企業で原則１名記載すればよいものとする。
ａ　階数：地上３階以上
ｂ　面積：延べ面積5,000㎡以上
ｃ　構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｄ　建物用途：庁舎、校舎､研究施設､診療施設
ｅ　免震建物：延べ面積5,000㎡以上の免震建物（ａからｄの要件を満たす実績と同一の実績である必要はない。）
※上記ａ～ｅに示す要件を満たす新営工事における、工事監理実績（技術者）が必要となる。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人東北大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和元・２・３年度に東北地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はC等級に格付けされている者であること。競争参加資格確認申請書を提出する際に同格付けを得ていない者は、平成31・32・33年度に係る同格付けを得ていることを示す書類を提出すること。同格付けを得ていることを示す書類は、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに同書類を提出しなかった入札参加企業又は入札参加グループの入札は無効とする。
イ　平成18年度以降（過去15年度）に、下記ａに示す維持管理業務（ただし、建物保守管理、建築設備保守管理、外構施設保守管理、清掃衛生管理及び警備と同種の業務がすべて含まれていること。なお、複数の者で実施する場合には当該複数の者で当該同種の業務のすべてを満たすことでよい。)を実施した維持管理の実績を有すること。
ａ　建物規模　延べ面積5,000㎡以上の役務業務

⑤　レンタルラボ・オフィス部分の企画・運営に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人東北大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和元・２・３年度に東北地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はC等級に格付けされている者であること。競争参加資格確認申請書を提出する際に同格付けを得ていない者は、平成31・32・33年度に係る同格付けを得ていることを示す書類を提出すること。同格付けを得ていることを示す書類は、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに同書類を提出しなかった入札参加企業又は入札参加グループの入札は無効とする。
イ　平成18年度以降（過去15年度）に、下記ａ及びｂに示すレンタルラボまたはレンタルオフィス等における入居者の募集・斡旋・入居管理に係る業務と同種の実績を有すること。
ａ　施設の種類　レンタルラボまたはレンタルオフィス等（民間、公共の別は問わない）
ｂ　施設の規模・定義　貸出部分の面積が300㎡以上の施設とする。なお、当該施設は、複数の利用者が契約または許可に基づき一定期間利用できる施設であることとする。施設の自己保有の有無は問わない。委託等により運営を請け負う施設も可とする。
⑥　民間附帯施設事業に当たる者の資格等要件は問わない。

⑵　競争参加資格確認基準日　競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、⑴3）①ア、⑴3）②ア、⑴3）③ア、⑴3）④ア及び⑴3）⑤アに示す一般競争参加資格等の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書提出期限までに同要件を満たしていることを確認出来る資料を提出することを条件として、競争参加資格があると認めるものとする。

⑶　入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等
１）競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産、指名停止等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。)しようとする者にあっては、本学と事前協議を行い、本学の承諾を得るとともに､変更後において⑴の１）・２）・３）に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお､この場合においては､速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を本学に提出すること。
２）競争参加資格があると確認された入札参加グループのうち、入札書の開札が終了するまでの期間において⑴の１）・２）・３）に示す競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社を含む入札参加グループは、提案書の提出期限の日までであれば、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。